

温泉は誰のものか

日本温泉協会
布山裕一

はじめに

- ①古くて新しい問題
- ②物の所有・・・法学の対象
- ③実定法・慣習法

1-1 法学的な考え方

①法律はルールである

人間の行動にある程度の制限を加えるもの
「行為規範」・・・法学の対象
行政手続きも法律によって規定されている

②政令・省令・条例等も「行為規範」である 法律とは異なるが・・・法学の対象

③近代法の体系は明治期につくられた 地域の慣習は現行法に優先・・・法学の対象

1-1 法学的な考え方

- ・慣習は現行法に優先する場合がある

地域社会が育んできた伝統的なルール

入会権・水利権など

私有財産———処分の自由

慣習により制限が加えられるものがある



慣習によって地域の資源が保全されてきた

1－2. 温泉に関する主な法律

- ・温泉法（掘削・利用の許可）
- ・旅館業法（宿泊施設）
- ・公衆浴場法（入浴施設）
- ・水質汚濁防止法（排水基準）
- ・地方税法（入湯税）
- ・不当景品類及び不当表示防止法
通称「景品表示法」（宣伝・PR）
- ・旅行業法（宿泊等の斡旋）
- ・観光立国推進基本法（観光資源の活用）
- ・景観法（街並みや風景等の保全）

2. 温泉法について

昭和23(1948)年制定・施行

—最終改正平成23年8月—

(1) 温泉法の構成

第1章 総則(1条～2条)

第2章 温泉の保護(3条～14条)

第3章 温泉の採取に伴う災害の防止
(14条の2条～14条の10)

第4章 温泉の利用(15条～31条)

第5章 諮問及び聴聞(32条～33条)

第6章 雑則(34条～37条)

第7章 罰則(38条～43条)

附則・別表

(2) 温泉の定義

温泉法第2条、別表によって規定されている。

地中から湧出し、下記の温度または物質の条件を満たすもの。

- ①温度 25℃以上
(温泉源から採取されるとき温度)
- ②物質 19種類のうち1種類以上
(別表に掲げられた19種類の物質のうち、
いずれか1つの規定を満たせばよい)

(3) 温泉法の概要

温泉法の目的：温泉の保護と災害の防止、
利用の適正化、 公共の福祉の増進

① 温泉の保護と災害の防止

I 温泉の掘削・動力揚湯の許可制

II 温泉の採取の許可制

III 知事による温泉源保護措置

② 温泉利用者の健康保護

I 温泉の公共利用－浴用・飲用－の許可制

II 温泉の成分、禁忌症等の掲示

③ 地域の指定（国民保養温泉地）

●2001年4月の温泉法改正

- ① 国の機関委任事務から
都道府県の自治事務へ
(行政上の大きな転換)

地方分権の推進

掘削・動力・利用の許可権が
国から地方自治体に移譲された

●2007年4月の温泉法改正

- ① 温泉掘削等の許可の際、条件を付与することができる
- ② 施設経営者の変更等の際し、許可内容の地位を承継できる
- ③ 温泉成分の定期的な分析の義務づけ
省令改正(7月)により10年ごととなった

●2007年11月の温泉法改正

2007年6月に発生した可燃性天然ガスの
爆発事故への対応

- ① 温泉法の目的に災害の防止を追加
- ② 温泉採取の許可を新設

2007年4月の温泉法改正の問題点

問題点

①温泉保護に関する積極的な規定が欠落している

温泉採取量の制限は可能

・・・実施された事例が見あたらない

②利用場所－消費者に温泉を提供する場所－での成分分析が義務付けられていない

地方行政による温泉の保護の現状

問題点

温泉法では温泉保護に関する積極的な規定が欠落している

都道府県行政

- ・既存源泉所有者の同意書
- ・新規掘削の距離制限: 既存源泉から
- ・温泉採取量の制限: 地盤沈下防止(条例)

●2004年に発生した 一連の温泉騒動

- ① 温泉に入浴剤を混入
- ② 温泉法上の温泉ではないものを利用
- ③ 温泉法の許可を受けずに掘削した温泉を利用

3. 温泉に関する法的揭示義務 について

(1) 温泉法の規定による揭示義務

温泉法第18条「成分等の揭示」

- ① 禁忌症
- ② 温泉分析書等
- ③ 入浴上の注意事項

平成17年5月24日以降

加水、加温、循環(濾過)、入浴剤・消毒

(2) 温泉法施行規則の改正と問題点

平成17年5月24日施行

加水、加温、循環（濾過）、入浴剤・消毒
の4項目に関して掲示が義務化

問題点

- ①都道府県のチェック体制が確立されていない。
- ②実施していない場合は掲示の義務はない。
- ③増量目的の大量加水が合法的になった。
- ④浴槽内には全く目を向けていない。

4. 温泉行政について

(1) 日本の温泉行政の流れ

明治～戦前・・・警察による「取締命令」
「鉱泉取締規則」「温泉地区取締規則」など
国の管轄は内務省、都道県は警察

戦後・・・温泉法の制定1948(昭和23)年
国の管轄・・・厚生省→環境庁→環境省
都道府県の担当は薬務課が多い

4. 温泉行政について

(2) 行政に関する問題点

① 縦割り行政

温泉掘削・利用許可→環境省

浴槽の衛生管理→厚生労働省

温泉地の観光振興→国土交通省→観光庁

地域振興→経済産業省

温泉排水→環境省

② 温泉保護行政

都道府県によって対応が異なる－温泉法の不備

行政訴訟で掘削の不許可処分を出した県が敗訴

－保護に逆行する司法判断……群馬県・石川県

4. 温泉行政について

(3) 現在の大きな問題点

① 自然保護行政

温泉排水問題→ホウ素・フッ素

旅館業・・・特定事業者

浴場業・・・対象外

② 温泉保護行政

保護に逆行する司法判断……

群馬県・石川県

4. 温泉行政について

(3) 現在の大きな問題点

③エネルギー行政

経済産業省→再生可能エネルギー
利用促進・・・太陽光・風力
地熱・温泉

脱原発の流れにより加速

・・・既存の温泉資源への影響懸念

④2011年8月28日の温泉法改正

温泉の工業利用で経済産業局長との
協議に関する規定削除・・・工業的利用促進？

5. 温泉権について

(1) 温泉に関する権利

① 温泉の権利に関する用語

② 温泉権の分類

(1) 温泉に関する権利

① 温泉の権利に関する用語

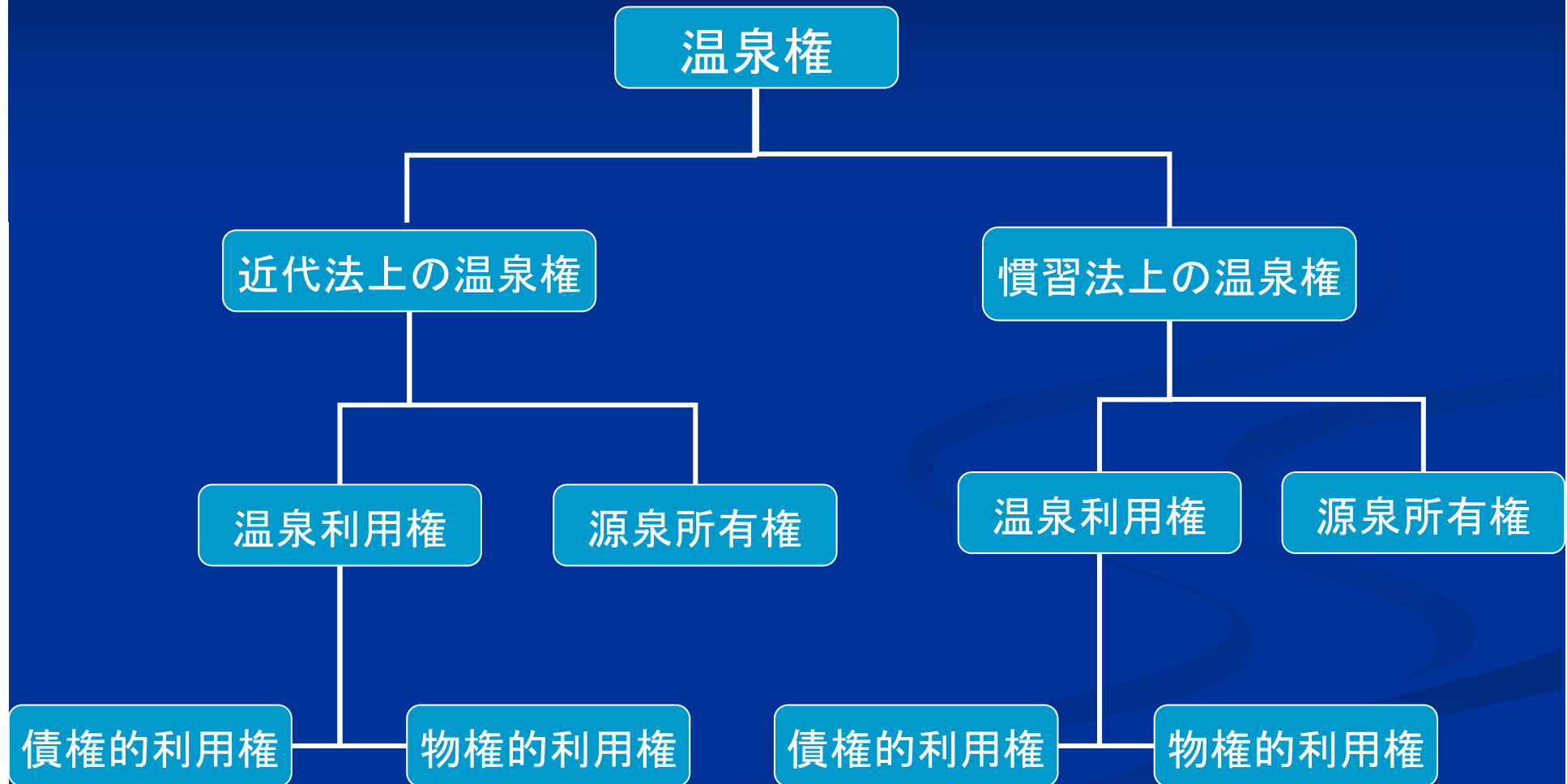
源泉権、湯口権、温泉採取権、分湯権、
引湯権、温泉利用権、など、多種に及ぶ



温 泉 権

(温泉を所有する権利や利用する権利など
種々の権利の総称として使用されている)

②温泉権の分類





- 江戸時代
文化14年に
上州草津温泉で作成された
「温泉番附」

文化十四年改上州草津温泉の角印

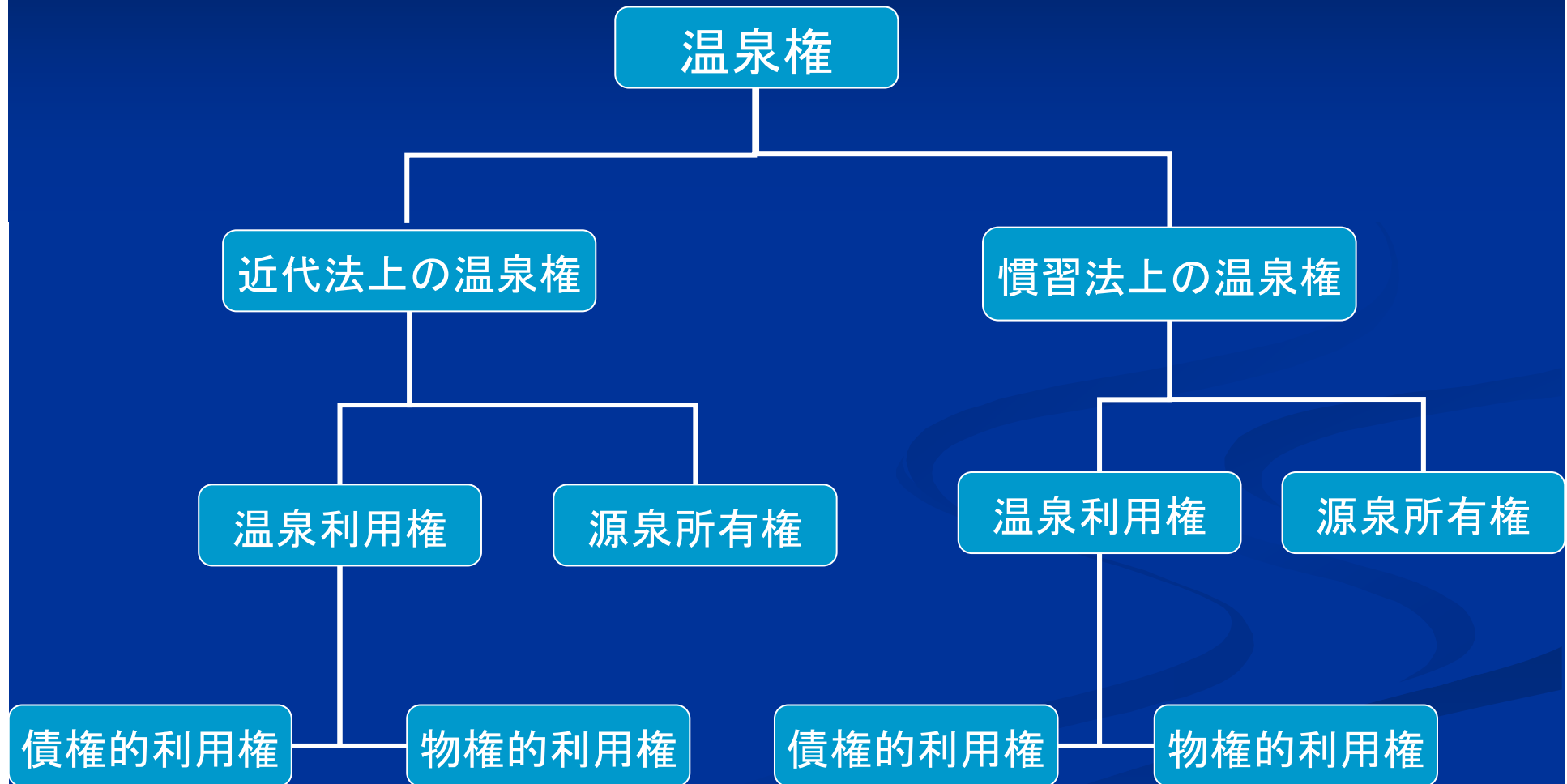
育之界

[illegible]

熊野本宮之湯
伊豆縣海湯
津輕大鰐之湯
差添
熊野新宮湯
上列沢渡湯

[illegible]

②温泉権の分類



(1) 温泉に関する権利

③ 旧慣温泉権について

歴史の長い温泉地における温泉の権利
温泉の所有権・温泉の利用権など



地域の慣習による
「旧慣温泉権」

EX)・排他的に温泉を利用する
・地域住民が等しく利用できる

旧慣が根強く残っている例：伊香保、野沢
基本的に新規の温泉開発ができない

■ 伊香保温泉
の「石段街」
(群馬県)



(1) 温泉に関する権利

③ 旧慣温泉権における

温泉の所有の形態



地域の慣習による

「旧慣温泉権」

- 1) 総有
- 2) 合有
- 3) 共有
- 4) 専有

5-2. 温泉の権利と温泉の保護

(1) 保護に関する問題

① 法的な問題

温泉法の問題

財産としての問題点－憲法・民法－

② 行政的な問題

都道府県の保護対策・・・積極的←→消極的

③ 司法的な問題

温泉に関する訴訟の判決

保護に逆行する司法判断・・・群馬県・石川県

5-2. 温泉の権利と温泉の保護

(2) 保護に関する対応

① 法的な問題への対応

温泉法改正の動きはない

② 行政的な問題への対応

ガイドラインの策定・・・環境省(2009年3月)

都道府県の保護対策・・・多少動きが見られる

③ 司法的な問題

行政裁判における上告(石川県)・・・棄却

民事訴訟の提訴

5-2. 温泉の権利と温泉の保護

(3) 温泉保護の概念

①地域における温泉の適正使用量を把握

・・・科学的蓋然性・・・

②新規掘削や揚湯量の制限・・・規制

・・・私権の制限(既得権者も含む)・・・

③温泉法の改正と条例の策定

・・・司法判断への対応・・・

一定のエリアにおける温泉資源を涵養地域を含めて保護するという概念が必要

5-2. 温泉の権利と温泉の保護

(3) 温泉保護の概念

一定のエリアにおける温泉資源を涵養
地域を含めて保護するという概念



私権の制限も考えられる
温泉地(地域)としての発展との関係